

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当社の取組み

2016年4月1日施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（＝女性活躍推進法）」に基づき、2021年度からの5年間について、以下の通り『行動計画』を策定しました。

この計画により、女性従業員が継続して働き続け、キャリアアップを通じて、持てる個性と能力が十分に発揮できる環境づくりを推進していきます。

【計画期間】

2021年4月1日 ～ 2026年3月31日までの 5年間

【計画内容】

【計画内容①】女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

【管理職に占める女性比率 20%以上】（21/3/1 時点：5.9%）

（具体的取組内容）

- ・研修を通じた能力開発やキャリアアップへの意識づけ
⇒幹部候補者研修への女性出席を増やす。
⇒上記研修を通じて、管理職へ昇格するためのマインドセットを図る。
- ・社内外のロールモデルによる啓蒙・不安感の払しょく・ネットワーク形成
- ・研修を通じた男性管理職への啓蒙

【計画内容②】職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

【すべての雇用区分において、年次有給休暇取得率 60%以上】

（20年度（20/3/11～21/3/10）取得率 42.5%）

（具体的取組内容）

- ・結婚、出産等ライフイベントを経ても働き続けられる（家庭生活と両立可能な）社内環境の整備
⇒働き方改革や労働生産性向上に資する取組みを通じて、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを継続推進する。

●本件に関するお問い合わせ： 人事部 / 中村・小島
電話番号 / 050-3016-2600